

# 糸島市補助金設計書

所管課

地域振興課

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 補助金名称 | 九州大学連携交流事業補助金        |
| 区分    | 奨励・支援的事業補助           |
| 該当例規等 | 糸島市九州大学連携交流事業補助金交付規程 |

【長期総合計画体系】

基本目標 5 \_\_みんなの力で進める協働のまちづくり

政策 6 \_\_九州大学との交流の推進

施策 \_\_大学生、留学生、研究者への情報提供、生活環境整備、交流促進を図る

## 1 補助の目的

市民団体と九州大学が連携して交流を図る事業及び市民団体が学生団体と交流を図る事業並びに市民団体が主催する事業に九州大学の学生団体を招く場合に補助金を交付することで、市全域での九州大学と市民の連携交流意識を醸成する。

九州大学と市民の連携交流が進むことで、双方に信頼関係が生まれ、多くの人が集まる知の拠点・九州大学を生かしたまちづくりが可能となる。直接的な効果は見えにくいものの、地域の課題解決や九大関係者の定住を促進することに繋がり、市の発展の素地をつくることに繋がる。

## 2 成果指標

成果指標：補助事業数（延べ事業数）

目標値：65件（平成28年度末）→95件（平成30年度末）

## 3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

市民と九州大学が連携して交流を図る事業、九州大学が持つ知的資源を活用して市内に居住する子どもの健全育成を図る事業、市民団体が主催する事業に九州大学の学生団体を招く場合

補助対象者

市民団体、九州大学の学生団体

## 4 補助対象(外)経費

補助対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、その他市長が必要と認める経費

## 5 補助率・補助限度額、積算根拠

学生団体提案事業

九州大学の学生団体が提案する事業で、九州大学と市民が連携して交流を図る事業（補助限度額5万円。国際交流が主目的の場合は10万円）及び九州大学が持つ知的資源を活用して市内に居住する子どもの健全育成を図る事業（補助限度額10万円。国際交流が主目的の場合は15万円）の事業費のうち補助対象経費に対し10/10を補助。（50%以上の補助率とする理由：資金的に余裕のない学生団体が糸島市民との交流を目的に行う事業に対する補助金のため、補助率を高く設定している。）

市民団体提案事業

市民団体が提案する事業で、九州大学と市民が連携して交流を図る事業（補助限度額5万円。国際交流が主目的の場合は10万円）及び九州大学が持つ知的資源を活用して市内に居住する子どもの健全育成を図る事業（補助限度額10万円。国際交流が主目的の場合は15万円）の事業費のうち補助対象経費に対し1/2を補助。

ようこそ九大生交流事業

市民団体が主催する事業に九州大学の学生団体を招く場合は、九大学生1人につき1日1,000円、通訳者1人につき1日5,000円を上限として補助。

## 6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

平成32年度まで